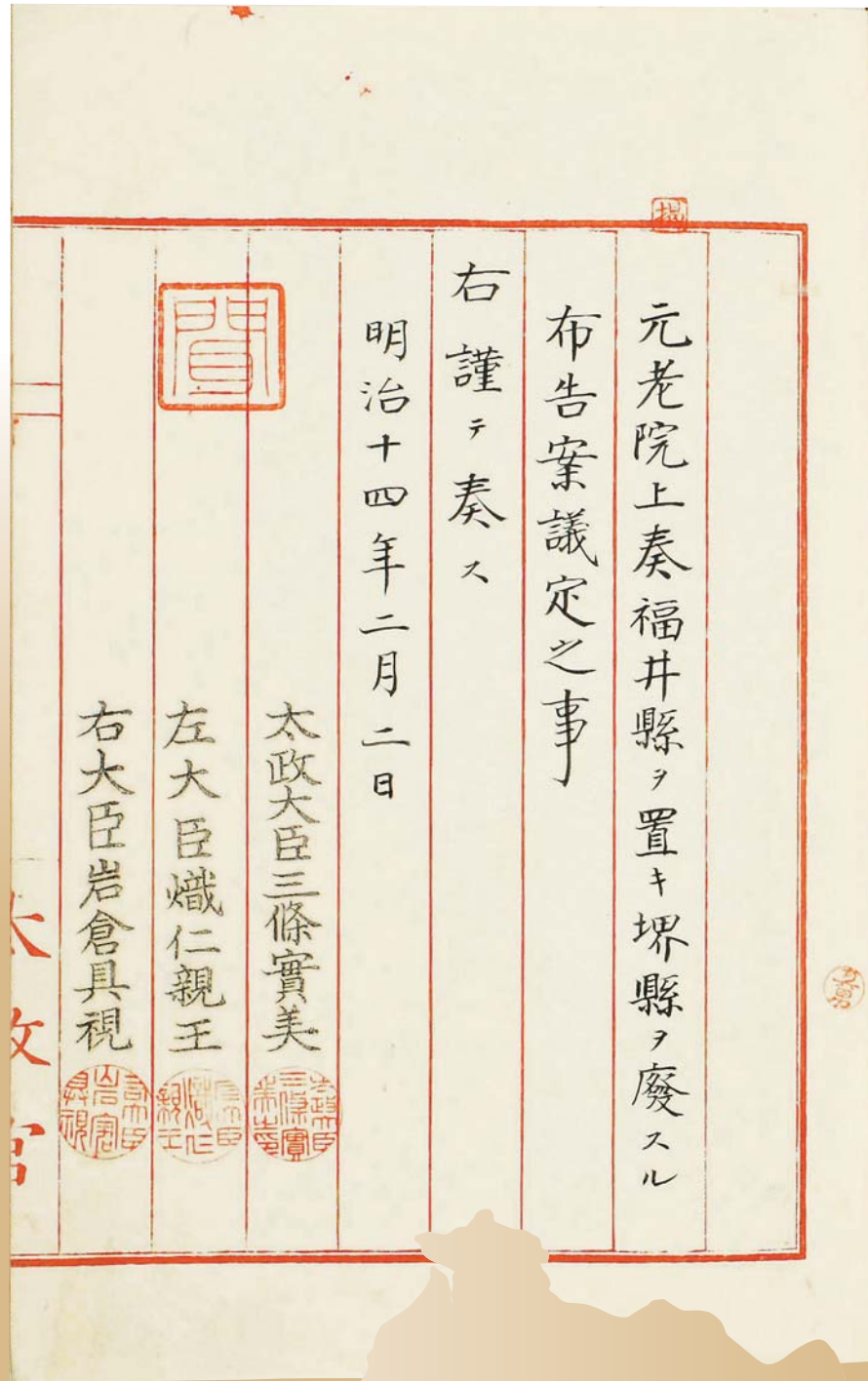


閲覧室展示

福井県誕生



元老院上奏 福井縣ヲ置キ堺縣ヲ廢スル
布告案議定之事
謹テ奏ス
明治十四年二月二日
太政大臣三條實美
左大臣熾仁親王
右大臣岩倉具視

■表紙

府県の廃置分合の布告には元老院の議定が必要であったため、福井県設置（同時に堺県の廃止）の布告案は1881年（明治14）1月31日元老院に下付され可決された。さらに2月2日に太政官より上奏され天皇みづからによる裁可印「聞」をえて、同年2月7日、太政官布告第3号によって福井県が誕生した。



●福井県置県に関する公文録（国立公文書館蔵）、滋賀県行政文書、坪田仁兵衛家文書（絵はがき）は、閲覧室のカラー複製本で御覧いただけます。



福井県文書館

〒918-8113 福井県福井市下馬町51-11
Tel.0776(33)8890 Fax.0776(33)8891

- 開館時間 午前9時から午後5時まで
(閲覧申込は4時30分まで)
- 休館日 月曜日 (国民の祝日は除く)
国民の祝日の翌日 (土、日、祝日は除く)
清掃整理日 (12月以外の第4木曜日)
(祝日の場合翌日)
年末年始 (12月28日～1月4日)
文書等点検期間 (年間10日以内)

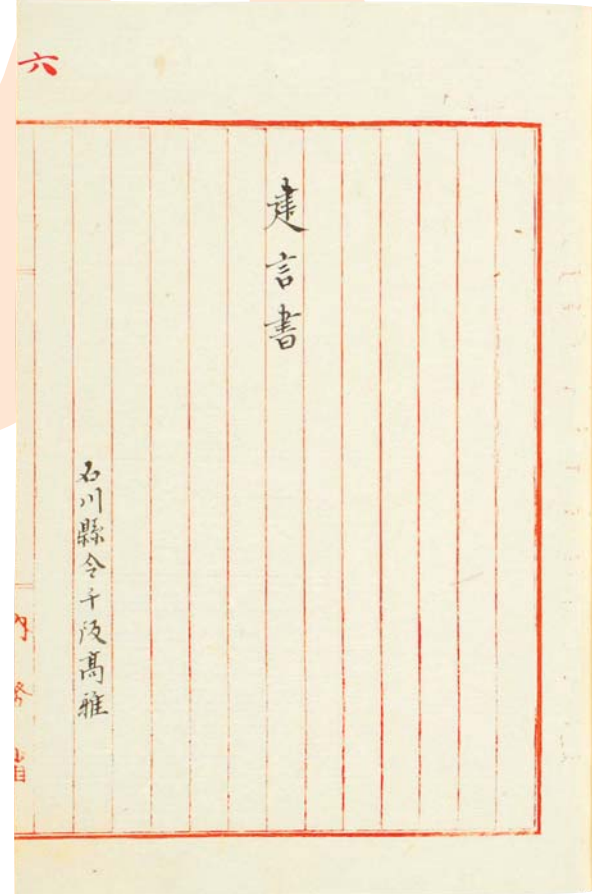
福井県文書館 閲覧室展示
2004 Annual Renewal

1. 石川県令千阪高雅の建言書

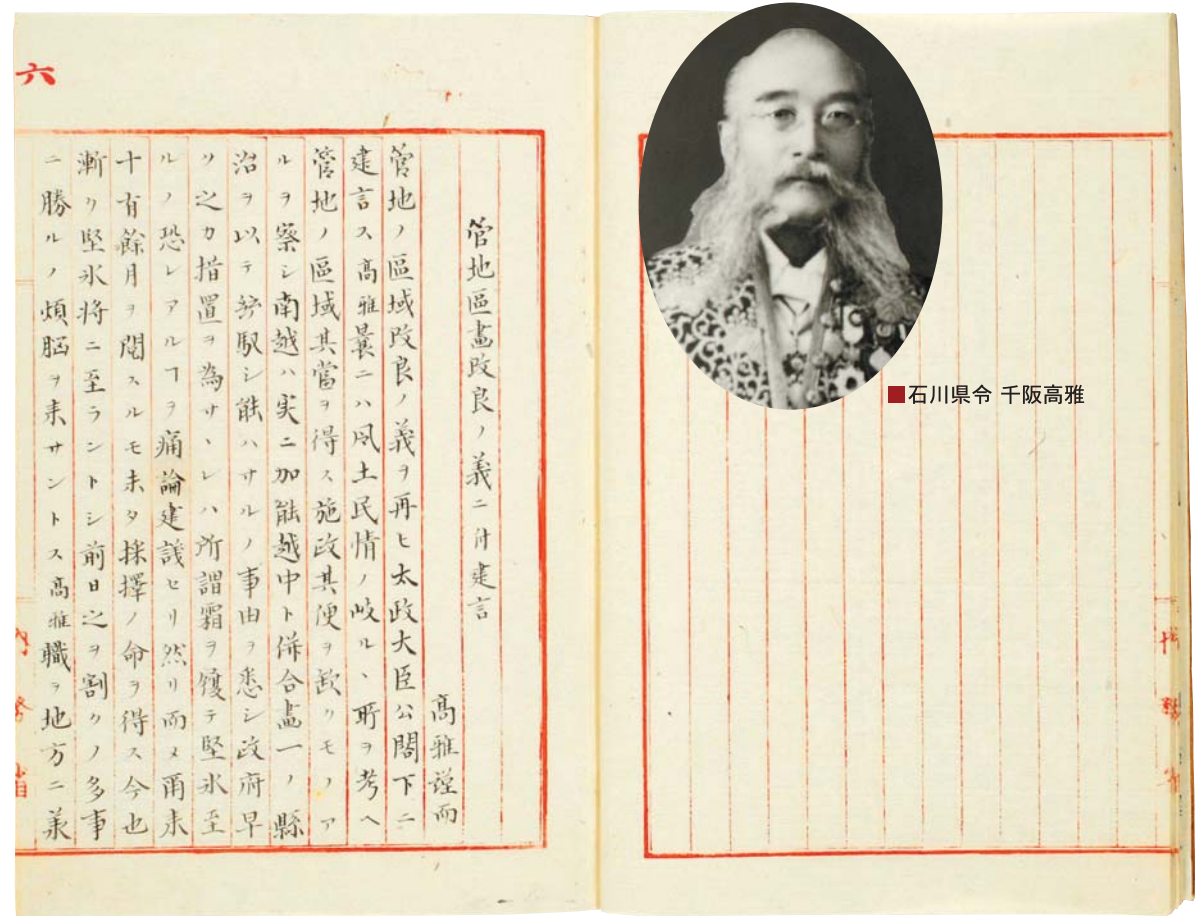
『福井県ヲ置キ堺県ヲ廃スルノ件』所収、『公文録』
明治14年 第42巻6 国立公文書館蔵

1876年（明治9）8月に越前7郡を合併してできた石川県は、人口182万人、旧石高220万石と日本最大の県であった。このため県会においても、越前・加賀・能登・越中の地域的利害が噴出した。また越前の杉田定一を指導者とする地租改正反対運動は県令の更迭と地租再調査をもたらした。石川県政を大きく混乱させた。このことが、後任の県令千阪高雅（前内務省少書記官）に石川県分県の建言を政府へ提出させることとなる。

この建言書は80年12月に提出した千阪の2度目の建言書で、風土民情の異なる「南越」（越前7郡）と旧加賀藩域の「加能越」の県会における対立事例を詳しく述べた後、「南越幸ニ地租再調ノ事竣ル、此機ニ投シ断然分割ノ措置無カルヘカラス」と断じ、越前・若狭両国からなる一県設置の必要性を強調している。これを受けて、内務卿松方正義は「府県分合之儀」を太政大臣三条実美に上申した。



石川県令千阪高雅の建言書 (1/6)



石川県令千阪高雅の建言書 (2/6)

1881年（明治14）2月7日、福井県はそれまで石川県下にあった「嶺北」（越前7郡）と滋賀県下にあった「嶺南」（若狭3郡・越前敦賀郡）とを合併して成立した。これは76年（明治9）の全国的な府県統廃合によって、木ノ芽峠（木ノ芽嶺）を境に嶺北・嶺南に分割された旧敦賀県を、県庁の位置を福井に変えて復活させるものであった。廃藩置県以来、約10年間にわたって目まぐるしく変化した本県の廃置分合は終止符を打たれた。

この福井県の誕生は、嶺北と越中を併せて人口・地租ともに全国最大となった石川県の県政運営が困難となったことによるもので、嶺北の人たちには歓迎すべきことであった。しかしながら、県としての規模を確保するために均衡上福井県に合併することになった嶺南の人たちには、受け入れにくいことであった。

以後、嶺北・嶺南を取りまとめる福井県民意識の醸成、地域アイデンティティーの形成は、福井県政上重要な課題となった。



■公文録 (4,102冊) 国立公文書館蔵
公文録は、1868年（明治1）から85年（明治18）までに太政官が作成し、あるいは各省・府県などから受け取った文書を機関別、年次別につづったものである。明治前期の政府記録の基幹をなすものとして国の重要文化財に指定されている。

ケ區々ノ哀情自ラ禁スル能ハス尊嚴ヲ冒シ尚
 未だ經驗スル所ノ利害ヲ掲テ敢テ之ヲ再陳
 夫レ地方施政ノ要トスル所ハ首トシテ地方
 税ノ徵收シ之カ支費ニ充テ以テ部内ノ行政事
 務及ヒ法律命令ヲ執行スルニ在リ其首ニ要
 本年ノ通商會ニ於テ顯レタル弊害ノ尤モ甚
 キモノヲ挙テ分割セサルヘカテラナル理由
 カメシニ南越福井醫學所ヲ其創設途ク文化
 生徒頗ル多シ故ヲ以テ金沢醫學校外特ニ之ヲ
 設ルノ議提テ登ヒシニ能登越中議員ハ動議ヲ
 起シテ曰福井醫學所ヲ興ストナラハ宜シク能
 登越中ニモ設クヘシ然ラサレハ之ヲ否トスト

主張レ南越議員ハ内心金沢福井ノ両所ニ置カ
 ハ足レリ何ノ能越ニ設置ヲ要セントスルモ其
 不可ナルヲ揚言セハ能登越中議員ハ果テ福井
 醫學所設立ヲ擯テ否難シ為ニ每事甲乙相軋
 センテ恐レ止テ得ハレテ主幹タル金沢醫學
 校經費ノ幾分ヲ割キ毎國醫學所ヲ設立スルニ
 決セリ其他師範校ニ於テ病院ニ於テ勸業警察
 ニ於テ概テ皆然ラサルナシ原未加能越中議
 員ニ於テハ田未ノ慣行ニ依リ師範校ナリ醫學
 校ナリ病院ナリ勸業場ナリ金沢ニ設立シ以テ
 三州人民ノ公益ヲ計ルハ可認スル所ナレハ之
 ヲ南越ニ置シトスルキハ忽テ嫉妬ノ念ヲ懷キ
 毎國均シク設置スヘシト云ヒ其説行ハレカ

セラル、上ハ其分界ヲ立ルニ當リ南越三州ノ
 軋轢今ヨリ想像ニ堪ヘサルナリ之ヲシテ管内
 畫一、政治ヲ布キ抄取其宜キヲ得シト欲スル
 ハ本ニ縁リ魚ヲ求ムルト一般三民ノ童子モ尚
 ホ能ク得ヘカテラナルヲ知ル況ヤ為ニ枝幹共ニ
 衰弱枯槁シ徒ニ無益ノ地方稅ヲ浪費スルニ外
 ナラサルニ於テヤ稅ヲ為ス者曰利害情態如
 此異ナルアルハ其經濟ヲ分離セハ是レ何ノ
 難キコトナラント夫レ然リ尾張ノ三河ニ於テ
 安藝ノ備後ニ於テカ如キハ或ハ可ナラ本縣
 ノ如キハ大ニ然ラス今如シ一國ノ經濟ヲ別ニ
 セハ他ノ三州モ亦各別ニセカテラ得サルノ勢
 アリ之ヲ防リニ道ナシ是れ我縣ニ於テハムフヘ

ッレテ行フ可カラサルノ稅ナリ又四州議員ヲ
 一府ニ團集議決セシムルニ於テハ僅々二十余
 名ノ南越議員ハ常ニ三州議員ノ衆多ニ壓セラ
 レ到處満足ヲ得レリ朝ナリ吳越ノ情知テ前日
 ニ倍シ寸如ク觀サレ而モナラニ高小之ヨリ甚
 シキ軋轢ヲ生スルモ未タ知ル可カラス故ニ曰
 堅氷將ニ至ラントス政府建ニ風土人情ノ政
 便ヲ計リ越前若狹ノ兩國ヲ割キ之一府區域
 トシ更ニ一縣ヲ增置スルハ莫ニ方今ノ急務須
 臾モ怠惰ニ付スヘカテラサルモノナリ今也南越
 幸ニ地租再編ノ事竣レ此機ニ投シ斷然分割ノ
 措置无カルヘカテラス先陰氏ノ如シ縣會開議ノ

石川県令千阪高雅の建言書 (5/6)

ノ機ヲ知ルキハ疾病事故ニ比シテ影黨出席セ
 ス屢過半数ヲ闕キ為メニ開會スルヲ得セシメ
 ス又南越議員ハ特ニ金沢ニ設立シテ風土人情
 ノ異ナル南越ニ別置セサルハ其宜キヲ得タル
 モ、ニアラス若シ南越ニ設立スルヲ得テハ
 寧ロ金沢ニ設立スル所ノモノヲ舉テ之ヲ全廢
 スルモ南越人民豈痛痒相聞センヤト主張シ彼
 我互ニ確執視視セリ地方施政ノ支四州此ク滿
 足ヲ與ヘントセハ彼ノ醫學所ノ如ク其議決ス
 ル所ハ共ニ誠意真心ヨリ出ツルノ所見ニアラ
 サレテ以テ其各アルモ其実ナク幹枝共ニ漸ク
 枯ントレ恰モ一兎人ヲ殺キテ四不具者ヲ作ル
 カ如シ其公益ヲ觀ル能ハス然ラハ之ヲ全廢セ

ン欽地方政務ノ舉ラサルヲ奈何セン之ヲ不認
 可セン欽民意ニ背馳シ為メニ官民間ノ軋轢ヲ
 生スルニ過キサルヲ奈何セン況ンヤ今日ノ景
 況ニテハ分轄ヲ欲スルハ独リ南越人民而已ナ
 ラス三州ノ人民ニ於テモ地方經濟ニ付テハ徹
 頭徹尾分轄セサルハ互ニ便益ヲ得ル能ハスト
 唱ヘ類ニ建言ヲ為スモ、アルニ至ル嗚呼行政
 區域ヲ立ルノ要ハ風土人情ニ從テラカテラ
 カルヲ如斯昭々ナリ又土木費ノ慣法ヲ奉レハ
 河港堤防費ニ於テ南越ハ四官六氏ニシテ三州
 ハ之ニ異、リ道路費則チ北陸道衆ノ如キ南越
 ハ官費ニシテ三州ハ皆民費ナリ其人情慣行ニ
 異同ナル概テ如斯況ヤ將未官費下渡金ヲ廢止

期近キニ在リ置縣ノ舉日一日ヲ後フセハ地方
 為メニ若干ノ損害アリ是レ實ニ管下百ハ十五
 万余人ノ休戚ノ係也所望深ク察セサルヘケレ
 ヤ庶幾ハ閣下地方民情ノ在ル所ト施政ノ便否
 トヲ明察セラレ連ニ之ヲ廟議ニ附セラレシ
 ヲ其得失利害ノ詳細ニ至テハ業已ニ前建言書
 ニ悉セリ今又之ヲ贅セス彼是考照採擇ヲ賜ハ
 何ノ至幸カ之ニ過キン萬難換心切望ノ至ニ
 堪ヘス誠恐誠惶頓首再拜

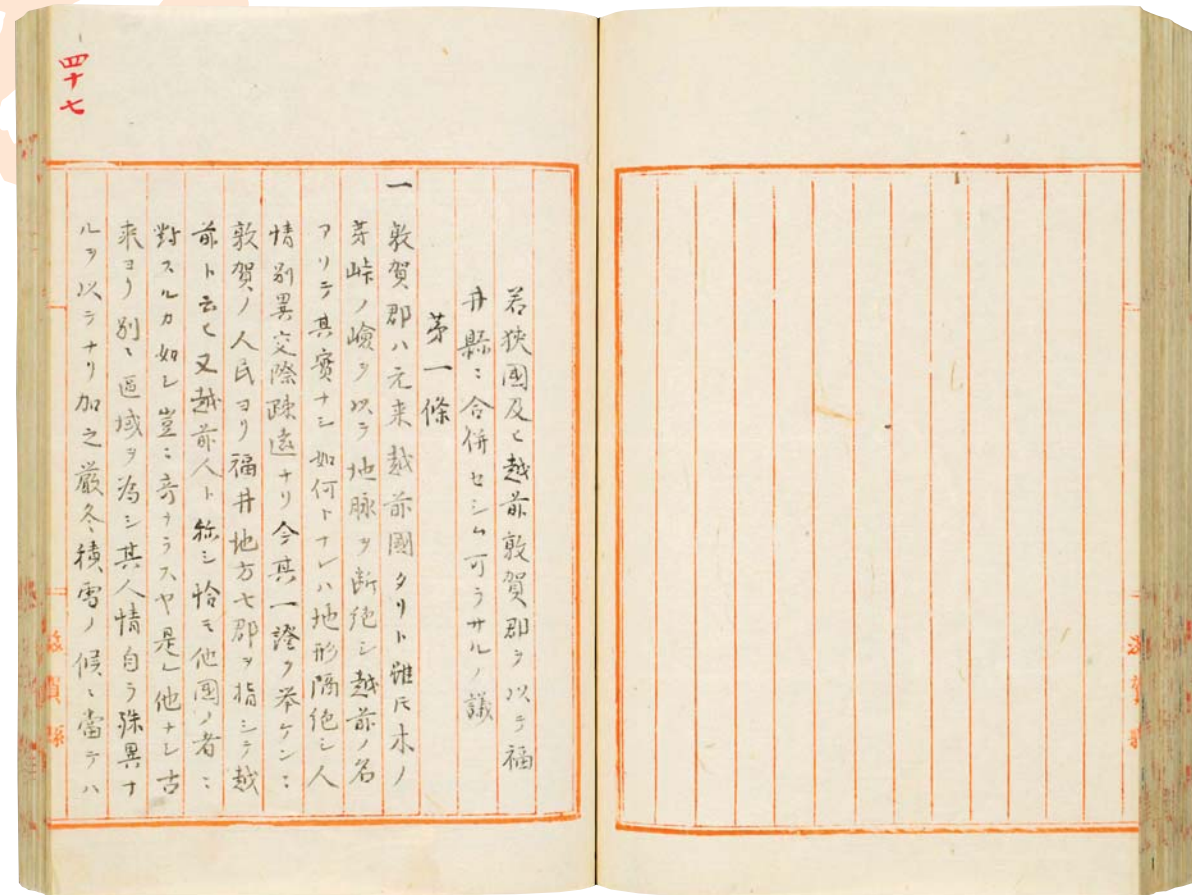
明治十三年十二月 石川県令千阪高雅

太政大臣三條實美殿

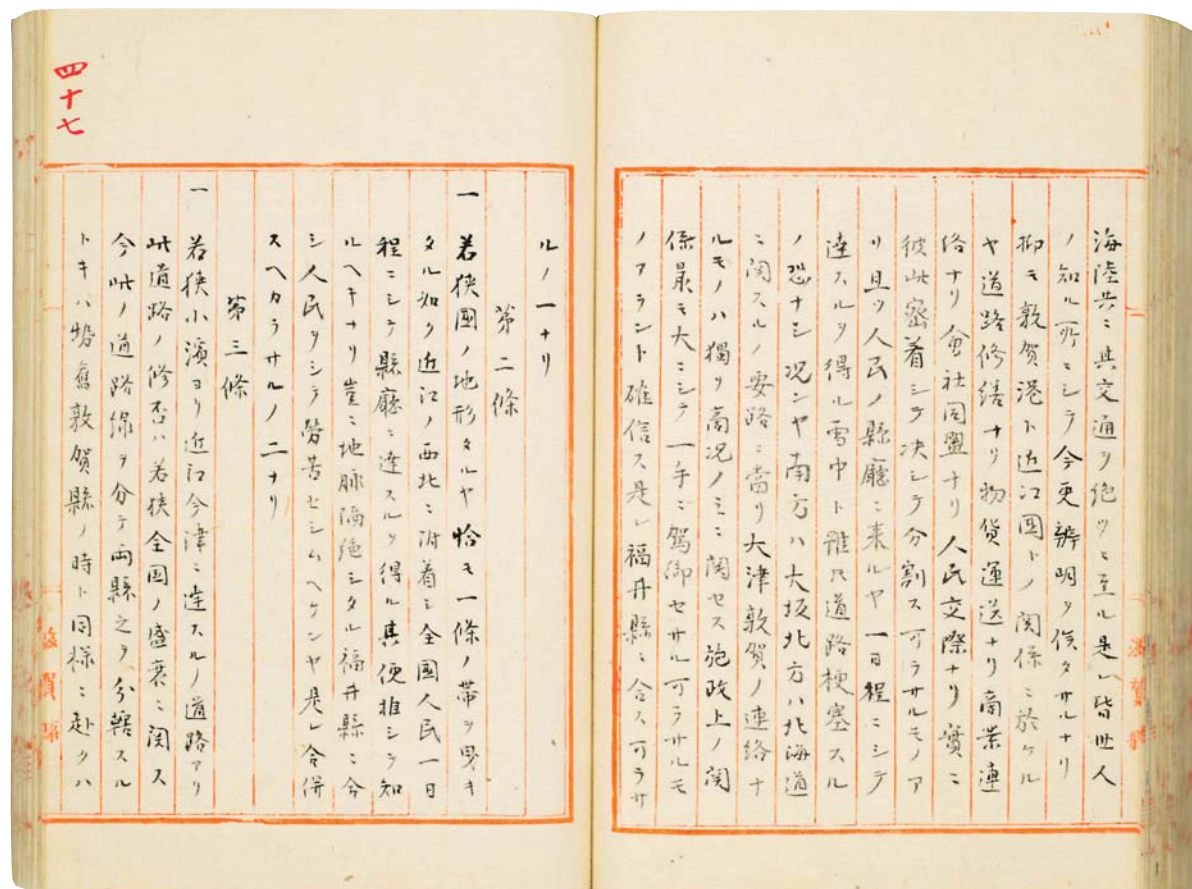
石川県令千阪高雅の建言書 (3/6)

石川県令千阪高雅の建言書 (6/6)

石川県令千阪高雅の建言書 (4/6)



滋賀県令籠手田安定の建言書 (2/7)



滋賀県令籠手田安定の建言書 (3/7)

2. 滋賀県令籠手田安定の建言書

「滋賀県令籠手田安定建言若狭国等福井県二合スヘカラサルノ件二条」所収、『公文録』明治14年第235卷47、国立公文書館蔵

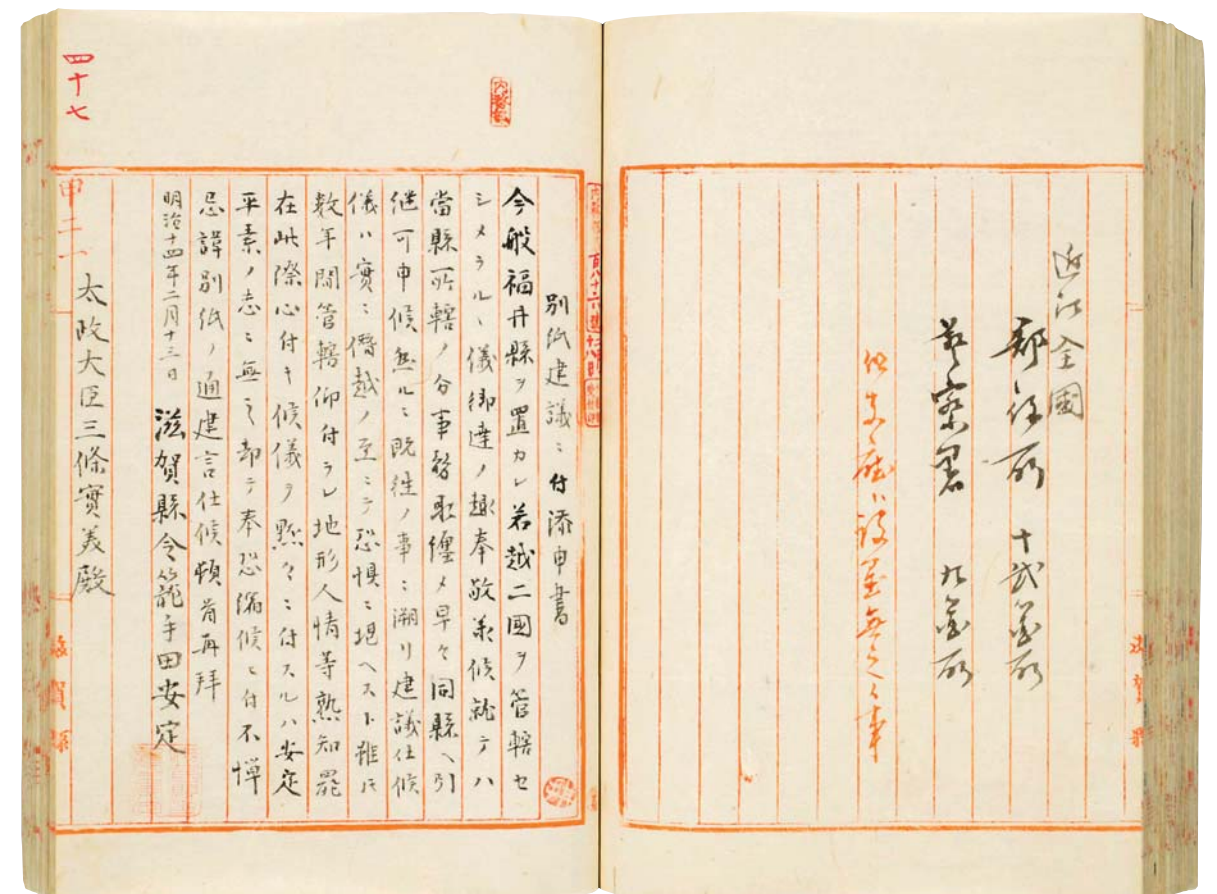
1881年（明治14）太政官布告第3号（福井置県とともに堺県の大府への併合を布告）による滋賀県からの嶺南4郡の分轄を、滋賀県の京都府併合への危機感と重ね合わせてとらえた滋賀県令籠手田安定は、2月から3月にかけて何回か政府に建議を行い、府県区画変更への政府の慎重な対応を強く求めた。

この建言書は敦賀郡役所において福井県への「土地人民」の引継ぎを終えた翌日、政府に提出したもので、「既往」のことではあるが「地形人情等熟知」する立場として「黙々ニ付スルハ安定平素ノ志ニ無之」と7条にわたって「福井県ニ合併セシム可ラザル」理由を挙げている。

嶺南4郡の人びとにとっても滋賀県からの分離は受け入れがたいもので、ただちに滋賀県への復帰運動が起こされた。



■滋賀県令 籠手田安定
鉦鹿敏子『史料県令籠手田安定』1 1985年



滋賀県令籠手田安定の建言書 (1/7)

四十七

論者又云今茲最一ノ縣ヲ設置シナカ
ラ同國ヲ割キ他縣ニ屬セシム可ラスト宜
其理ヲランヤ何トナレハ紀州ノ一郡ヲ割
テ三重縣ニ合ス此レハ人民便利ヲ量テノ
故ナラン其他類例枚擧スヘカラス
論者又云土地分割合併ハ政府ノ特
權ニシテ人民ノ便否ハ敢テ問フ所ミアラ
ズト鳴呼暴タル哉此言ヤ同ヨリ取ルニ足
ラス何トナレハ上下ノ便否ヲ酌量シテ處
分スルハ政府獨斷ノ務メナレハナリ宜ニ人
民ノ便否ヲ問ハサルノ理アランヤ
明治十四年二月十日 滋賀縣令籠手田安定

分割スヘカラサルノセナリ
附録
論者或ハ云シ福井縣七郡ヲ管轄スルノ
ミミテハ小ナリ故ニ若狭國及ニ敦賀郡
ヲ合併セサルヘカラスト是レ一ヲ知ラニ
テ知ラサルノ論ナリ何トナレハ實ニ德
島縣ヲ新置セラルハ旧名高福井縣ノ
半ニ過キス然ルニ淡路ヲ合セシテ旧
依リ兵庫縣ニ屬ス此レハ人民ノ便否ヲ
量リテ處分セラルハモノナラン同テ福井
縣ヲ置シモ若狭國敦賀郡ハ人民ノ便
ヲ酌量シ淡路ノ處置ヲ例トシ同レ仍リ
滋賀縣ニ屬セシムルハ最當ニナリトス

滋賀縣令籠手田安定の建言書 (6/7)

四十七

論ヲ復タス是レ合併スヘカラサルノ三ナリ
第一條
一 若狭地方ノ關係並條々ノ如シ故ニ商業
ナリ又陸ナリ其容着スルヤ敦賀ト同レ
宜ニ福井縣ニ合シ人民ニ不便ヲ與フル
ニ忌ヒンヤ是レ合併スヘカラサルノ四ナリ
第五條
一 敦賀武生同車道同通北國運輸ノ便ヲ
起ントスル茲ニ年アリ今敦賀ヲ福井縣
ニ合スレハ恐クハ縣ノ如キ大事業ニ画餅
ニ屬セン其土功ノ費ノ如キ宜ニ一縣ノ支
フル所ナランヤ但兩縣ノカヲ以テ起功
スレハ數年間ニシテ漸ク其成功ヲ俟ツヘシ
是レ合併スヘカラサルノ五ナリ
第六條
一 併條々ニ陳述スルカ如ク地脈接近道路連
絡交際親密分割セント欲スルニ決シテ分リ
可ラサル自他ノ勢ナリ加之明治十二年縣會
同設地方經濟ヲ共ニセシヨリ以來一層同
治一體ノ姿ヲ為シ若狭國敦賀郡ノ便益
ヲ得ルノ實ニ昭々ナリトシテ視ルヘキミ
アリ然ルニ滿地ニ福井地方ト任濟ヲ同
スルトキハ七郡ニ割リテ若狭全國敦賀
郡ニ撥マリ到底人民ノ苦情飽ルヲナカ
ルヘシ此机上ノ地圖ノミヲ以テ論定スヘ
カラサルモノマリ今夫レ石川縣下越前七郡

滋賀縣令籠手田安定の建言書 (4/7)

四十七

官甲二一号
明治十四年三月廿一日
大臣 内閣書記官
滋賀縣令籠手田安定建言若狭國及越前敦賀
郡ヲ以テ福井縣ニ合スヘカラサルノ議
右回覽ニ供ス
參議

太政大臣三條實美殿

滋賀縣令籠手田安定の建言書 (7/7)

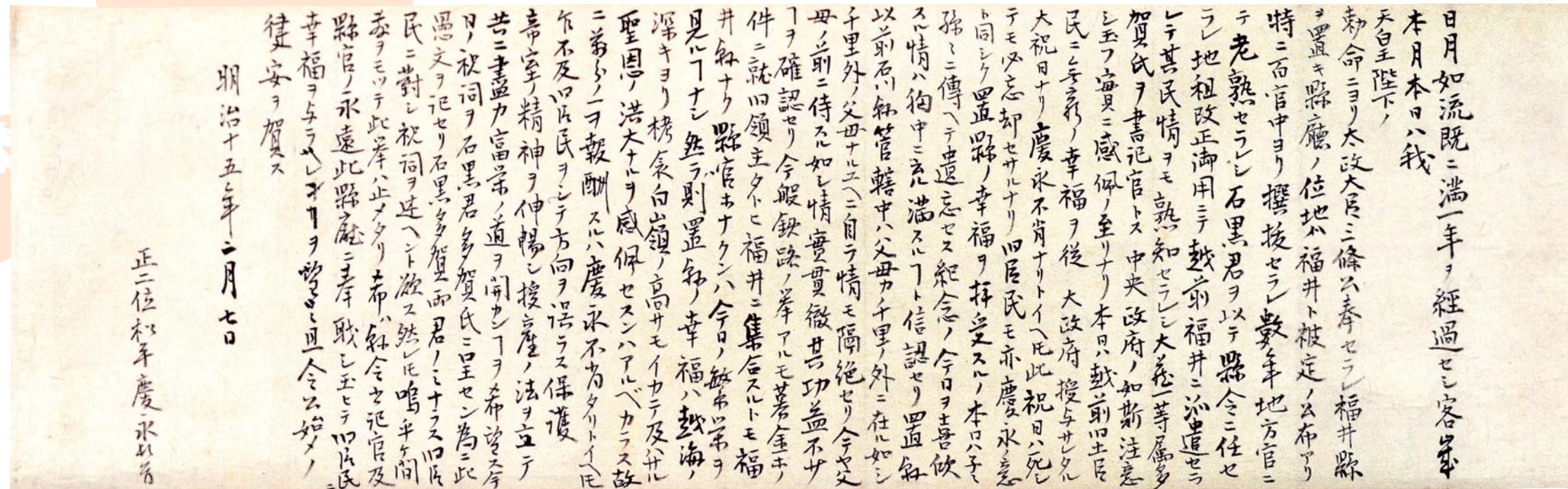
四十七

ノ地ヲ割キテ福井縣ヲ新置セラルハヤ
蓋シ金澤地方ト福井地方ト地勢人情
ヲ異ニスルカ為メ強テ任濟ヲ共ニスルト
キハ終ニ百般ノ苦情ヲ來シ治安ヲ保全
スルコト能ハサルニ至ルノ恐アルカ故ナラン
黒シテ魚ハ今若狭國及ニ敦賀郡ヲシ
テ越前七郡ノ如キ苦情ヲ起サシム可ラ
八是レ合併スヘカラサルノ六ナリ
第七條
一 明治九年敦賀縣ヲ廢シ若狭國及敦賀
郡ヲ以テ滋賀縣ニ合セラルハノ後人民
一ノ苦情アルヲ聞カス是レ他ナレ其廢令
事情ニ適スルノ故ナラン今日ニ至ル迄凡ソ
六年間人民其方備テ定メ其業ニ安シシ猶
治安ヲ保ツコト得勸業ナリ士族校産ナリ
學校ナリ警察ナリ漸ク其備ニ充クモノ
アルニ似タリ安定富ニ諸府縣ノ勸諭ヲ
察スルニ府縣會ノ紛議ナリ國會ナリ民
權論ナリ自由論ナリ士族ノ困難ナリ全
融ノ不便ナリ南地ノ不振ナリ仙臺下路
ナリ米價高直ナリ其他地方ノ困難枚擧
スヘカラサルモノアラン今ノ為メニ謀ヲ為
スヤ此氏ヲレテ方備テ定メ民心ヲ固結シ
其業ニ安シセシメ其所ヲ得セシムルニ在リ
今定然福井縣ニ合シ人民心ヲ動カサシム
ルハ上下共ニ換アリテ益ナシ是レ一決シテ

滋賀縣令籠手田安定の建言書 (5/7)

3. 福井県置県1周年を喜ぶ松平慶永の書簡

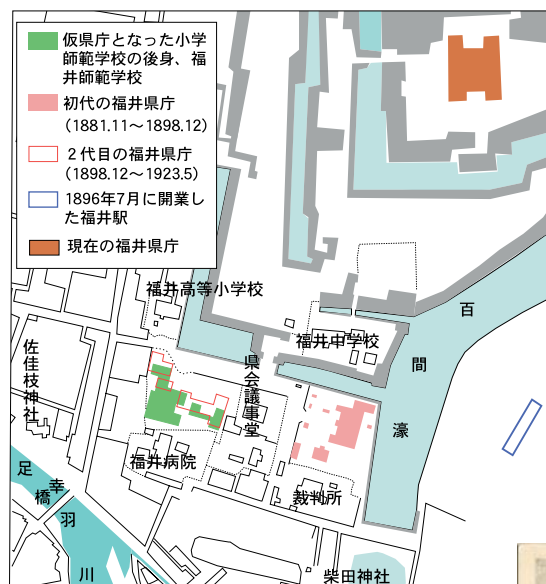
この書簡は、置県1周年を祝して旧福井藩主松平慶永から、県令石黒務と少書記官多賀義行にあてて送られたものである。県庁を福井に呼び戻すことは、士族・商工業者の別なく福井の町の人の大きな願いであり、この時55歳の慶永は福井県の成立を「越前の海の深さよりも深く、白山の山の高さよりも高い」と心から喜んでいる。



福井県置県1周年を喜ぶ松平慶永の書簡 福井県蔵



福井県令 石黒務



県庁の所在地の変遷
明治28年頃の図をもとに明治43年の2万分の1地形図で新県庁、福井駅の位置を補った。



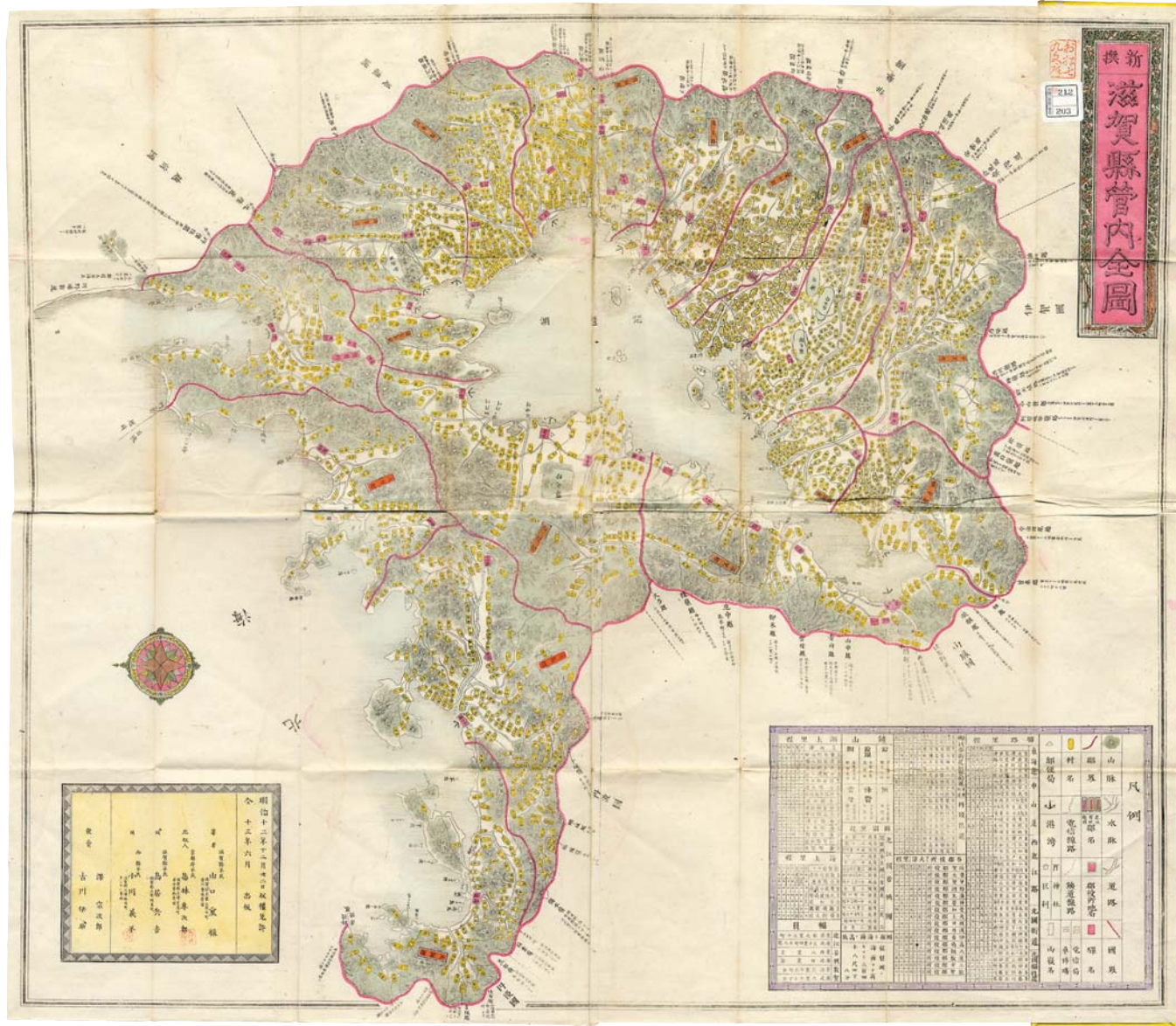
1881年(明治14)11月に新築した県庁(佐佳枝上町51番地) 『福井名勝記』 1893年 国立公文書館蔵



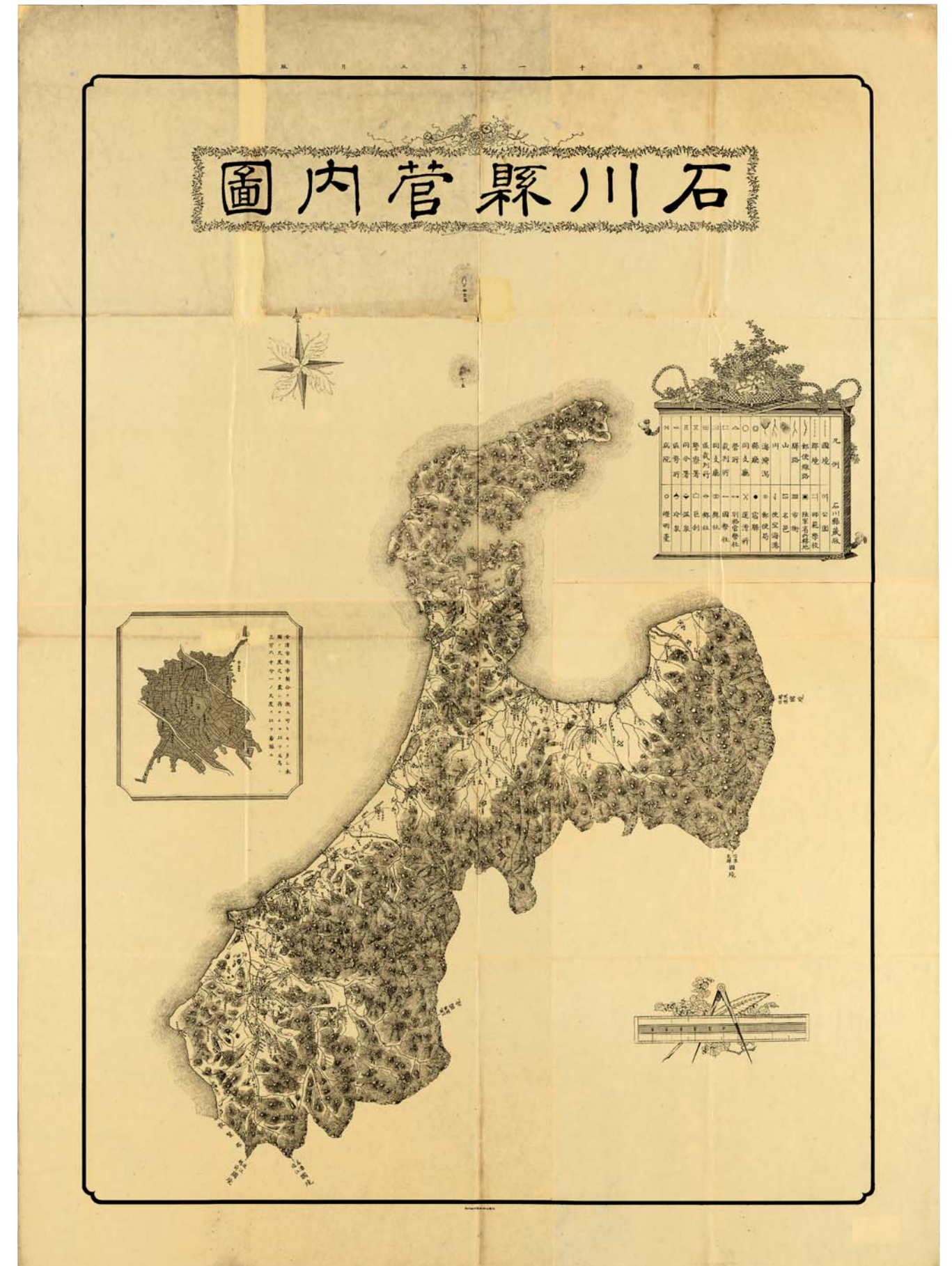
1898年(明治31)12月に移転した県庁(佐佳枝上町84番地) 坪田仁兵衛家蔵



仮県庁となった小学師範学校 1878年 宮内庁書陵部蔵



■(2)「新撰滋賀縣管内全圖」 1880年 73×83 cm 金沢市立玉川図書館蔵



■(1)「石川縣管内圖」 1878年 116.5×84.5cm 福井県立図書館蔵

4. 福井県域を含む3つの管内地図

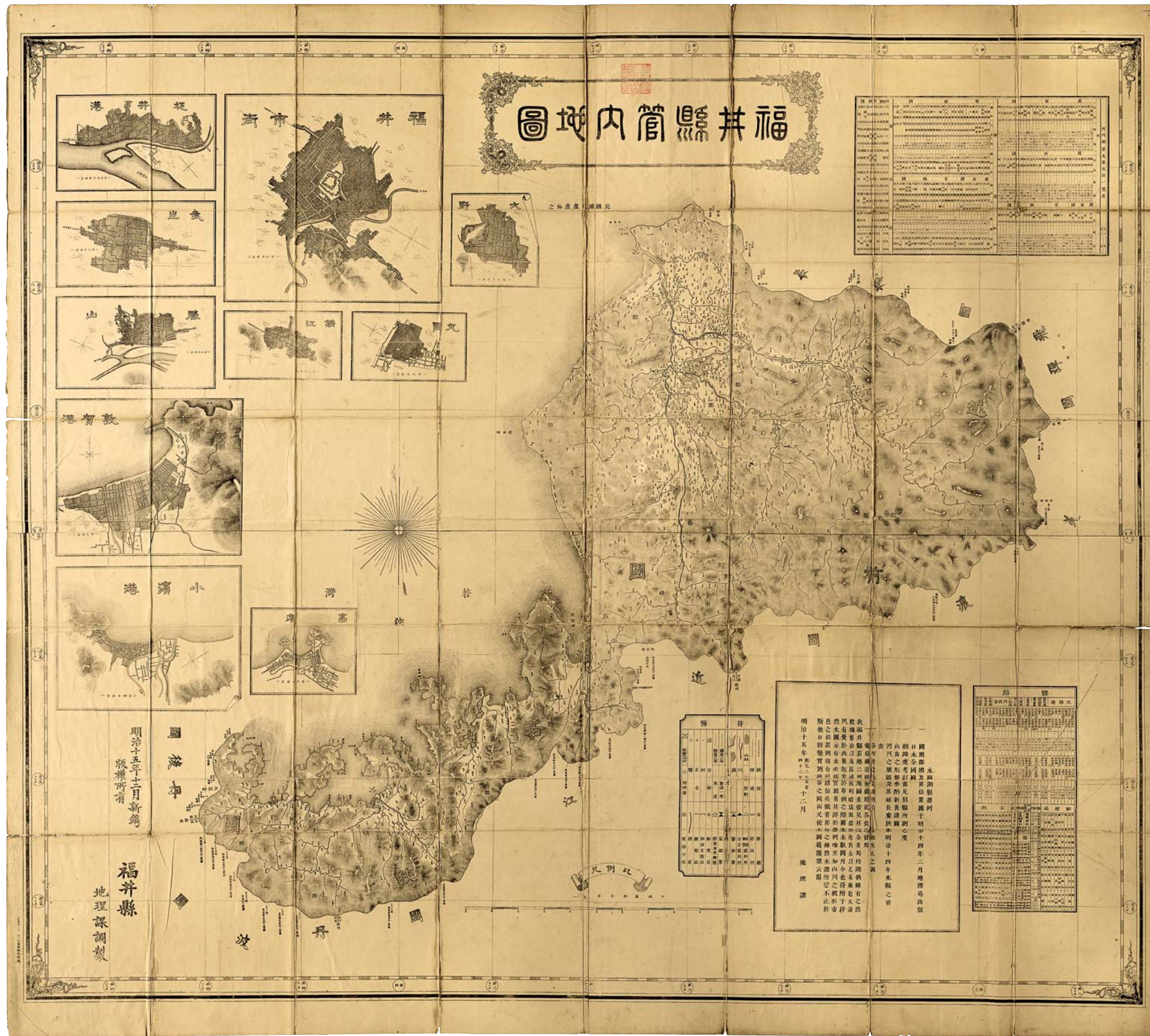
(1)嶺北地方が石川県に、(2)嶺南地方が滋賀県に属していた時期の地図、そして(3)福井県によって最初に作成された地図を紹介する。

(1)は、石川県が作成し大蔵省紙幣局で石版印刷した精度の高い地図である。富山県域(1883年5月に分県)をも含むため30万分の1の小縮尺となっている。

(2)は、著者・出版人ともに滋賀県大津在住の個人によって作成された彩色図である。県境部分の道・里程の詳細な注記、小判形や長方形で村を表し道路がその村形を連ねている点など、江戸時代の国絵図の延長にある図であり、経緯線や縮尺は示されていない。しかし、明治期に入ってからできた村や集落の記載は充実しており、郡役所・電信局・電信線・郵便局なども記号で示されている。

(3)は、県地理課が置県の1年10か月後に新設福井県の県政に不可欠のものとして刊行した銅版図である。実測図ではないが従来の地図、足羽県の経緯度測量や地租改正・電信・鉄道・郵便各部局などの資料を吟味し、河川流路等については実査にもとづいて作成した水準の高いものである。東京を経度0度とする10分間隔の経緯線を引き、記載村数や鉄道の敷設状況、左上部の市街図の描写も正確である。縮尺は14万4千分の1。

(『福井県史』資料編16上 絵図・地図 解題・解説参照)



■(3)「福井県管内地図」 1882年 105×117cm 福井県立図書館蔵

